

保護のアイコンについて

ワシントン条約 (CITES)

正式名を絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際取引に関する条約といい、国際間の商業目的の過度の取引による種の絶滅を防ぐため、1973年にアメリカのワシントンで採択されました。絶滅のおそれの度合いに応じて附属書Ⅰ～Ⅲに分類されています。

I	商業取引は全面禁止	現在すでに絶滅する危険性がある生きものが対象
II	輸出国の許可が必要	国どうしの取引を制限しないと、将来、絶滅の危険性が高くなるおそれがある生きものが対象
III	国によって許可が必要	その生きものが生息する国が、自国の生きものを守るために、国際的な協力を求めている生きものが対象

国際自然保護連合 (IUCN) レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物を、種ごとに絶滅のおそれの程度に応じてカテゴリー分けしたリストです。自然動物園の動物紹介ページでは国際自然保護連合 (IUCN) のレッドリストに準じた掲載をしています。

CR	Critically Endangered (絶滅危惧ⅠA類)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
EN	Endangered (絶滅危惧ⅠB類)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
VU	Vulnerable (絶滅危惧Ⅱ類)	絶滅の危険が増大している種
NT	Near Threatened (準絶滅危惧)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
LC	Least Concern (軽度懸念)	上記のいずれにも該当しない種

該当なし ワシントン条約およびレッドリストのいずれにも該当しない種